

御殿場十字の園 指定介護予防短期入所生活介護
運営規程

(目的)

第 1 条 社会福祉法人十字の園が開設する御殿場十字の園指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 従業者は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の全般生活にわたる援助を行い、家族の心身の負担を図るものとする。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第 3 条 「事業所」において提供する指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2 利用者個人の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、介護予防短期入所生活介護計画を個人的に作成し必要とする適正なサービスを提供する。
3 利用者及び家族に対し、サービスの内容、提供方法について、理解が得られるよう分かりやすく説明する。
4 統一された適切な介護技術によりサービスを提供する。
5 提供されたサービスについて常に評価及び質の検討をおこなう。
6 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスの提供をする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 御殿場十字の園 短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 静岡県御殿場市深沢 1 4 6 5 - 1

(従事者の職種、員数及び職務内容) (併設指定介護老人福祉施設と合算)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 (常勤兼務 1 人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者

- ①生活相談員 2人（常勤兼務1人、常勤専従1人）
生活相談員は、事業の利用申込みに係わる調整、利用者、家族との相談、苦情の対応、又、居宅介護支援事業者他の機関との連絡において必要な業務を行う。
- ②看護職員 5人以上（常勤兼務1人）、1人（パート）
看護職員は、利用者の健康チェック、管理及び健康相談を行う。
- ③介護職員 40人以上（常勤専従40人）、10人（パート）
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し日常生活の介護介助、観察、記録を行う。
- ④機能訓練指導員 1人以上（常勤兼務1人）
機能訓練指導員は、利用者の残存能力の促進、維持、移動動作の安全指導機能の減退を予防し、日常生活の活性化のための訓練、レクリエーションを行う。
- ⑤管理栄養士 1人（常勤専従 1人）
- ⑥医師 2人（非常勤兼務1人）
医師は、利用者の診療及び健康管理を行う。
- ⑦介護支援専門員 3人（常勤兼務3人）
介護支援専門員は、利用者及び家族の心身及び状況を十分に把握し、その希望に添った個別の介護予防短期入所生活介護計画原案を作成し、利用者に対し説明し、同意を得る。また、実施状況の把握を行うと共に必要に応じて介護予防短期入所生活介護計画の変更を行う。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、11名とする。

（介護予防短期入所生活介護の事業内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関する援助
 - ・排泄の介助
 - ・移動の介助
 - ・その他必要な身体介護
- (2) 食事に関する援助
 - ・食事摂取の介助
 - ・食事の準備、後始末の介助
 - ・その他食事の介助
- (3) 入浴に関する援助
 - ・衣類着脱の介助
 - ・身体の清拭、洗髪、洗身
 - ・その他必要な入浴介助
- (4) 機能訓練に関する援助
 - ・日常生活機能回復訓練
 - ・レクリエーション

- ・グループワーク
- ・行事活動
- ・趣味活動

(5) 健康管理に関する援助

- ・健康状態の確認及び記録
- ・健康保持に関する相談助言

(6) 相談、助言に関する援助

利用者及び家族の日常における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 8 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身状況、本人又は家族の希望を把握し、個別に介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 1 介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対して、当該計画の内容を十分に説明し、同意を得る。
- 2 利用者に対し、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第 9 条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、それ以外の場合は法令によるものとする。

但し、次に掲げる事項について別に利用料の支払いを受ける。

(1) 食費の提供に要する費用

日額 1, 600 円・・・食材費及び調理費相当

(朝食：300 円、昼食：700 円、夕食：600 円)

但し、介護保険負担限度額認定証に記載される負担限度額により異なる。

(2) 居住費

・ 多床室（4 人部屋及び 2 人部屋）：日額 915 円・・・光熱水費相当額

・ 従来型個室（1 人部屋）：日額 1, 231 円・・・室料及び光熱水費相当

但し、介護保険負担限度額認定証に記載される負担限度額により異なる。

(3) 特別な食事 : 実費

利用者の希望に応じて提供。

(4) レクリエーション、クラブ活動 実費

(5) 日常生活上必要となる諸費用 実費（利用者の希望選択性によるものとする。）

(6) 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用 実費

(1) 通常の送迎の実施地域を超えた地点から概ね5キロメートル未満 500円/片道

(2) 通常の送迎の実施地域を超えた地点から概ね5キロメートル以上 1000円/片道

(3) 通常の送迎の実施地域を超えた地点から片道概ね10キロメートル以上は利用者等と協議し決定した額とする

(7) キャンセル料

利用予定日の前日の午後 5 時まで申し出がなかった場合・・・当日の法定代理受領サービスの一割

- 2 前項各号に掲げる費用額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者は、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を受けることとする。
- 3 利用者の支払いは、現金、又は銀行口座の引き落とし、指定の期日までに受取る。

(サービス提供の記録)

第 10 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び費用、その必要な記録を所定の書面に記載する。

(通常の見送の実施地域)

第 11 条 通常の見送の実施地域は御殿場市、小山町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意すること。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴力等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応法)

第 13 条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関、同一建物内の御殿場十字の園診療所又は富士病院等のへ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

- (1) 防災委員会 防災管理を徹底するため、防災委員会を構成する。
- (2) 委員会の任務
 - ・施設及び防災設備の維持管理に関すること。
 - ・利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
 - ・利用者の避難誘導に関すること。
 - ・災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。
- (3) 防災訓練 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を法令に基づきこれを外部に漏らさないこと。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者本人又は家族からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行うため、受付の窓口の設置、担当者を配置し、事業関係の把握、改善措置、利用者又は家族への説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第 17 条 事業の提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者は感染予防のための会議を 1 回／月以上行くと共に対策を万全に行い、その知識の修得に努める。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所は、従事者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月内研修
- (2) 持続研修 年 1 回

2 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きをとる。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と「御殿

場十字の園」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日 改訂

平成 20 年 5 月 1 日 改訂

平成 27 年 8 月 1 日 改訂

平成 30 年 1 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 8 月 1 日 改訂